

令和6年度第4回白井市市民参加推進会議

日 時：令和7年3月11日（火）

午後1時30分～4時

場 所：白井市役所東庁舎3階

会議室302・303

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）答申（案）総合的評価について（資料1）

（2）市民参加条例の見直しについて（資料2）

3 その他

4 閉 会

令和7年3月26日

白井市長
笠井 喜久雄 様

白井市市民参加推進会議
会 長 吉 井 信 行

令和5年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（答申）

令和5年9月21日付け白市活第184号で諮問のありました令和5年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について、以下のとおり審議の結果及び提言を答申します。

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 答申 | P 1 |
| 2 市民参加の実施に関する提言 | P 2 |
| 3 令和5年度市民参加の実施状況に対する総合的評価 | P 3 |

-巻末資料-

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 1 市民参加条例該当事業の総合評価及び実施手法の年度別一覧（概要） | P 8 |
| 2 市民参加の実施に関する提言及び取組み結果の年度別一覧 | P 1 4 |

第7期（令和5年度～令和8年度）

市民参加推進会議

会 長 吉井信行 副会長 岡澤和枝

委 員 稲葉知恵子 竹内彩乃 大嶋信太郎

折原圭太 増子直文 中澤公彦

1 答 申

第7期市民参加推進会議は、令和5年9月21日に「令和4年度から令和6年度市民参加の実施状況に対する総合的評価」について諮問を受けました。

令和6年度は、令和5年度中に市民参加を実施し、事業を終了した1事業を評価対象として、8人の委員により4回の会議による審査を経て、市民参加の手法やその実施内容について総合評価を行いました。

なお、評価に当たっては、委員がより事業を深く理解し実質的な評価を行うため、担当課へのヒアリングを実施しました。

市民参加推進会議による総合評価は本年で20年目となりますが、本年度は「良好」が1事業という結果でした。

これまでの答申の積み重ねにより、職員の市民参加に対する意識や理解は少しずつ高まってきており、市民参加条例で定めている手続きは概ね取り組まれておりますが、今後は市民参加条例で定めている手続きだけでなく、これまでの方法にとらわれない情報発信を積極的に取り入れ、実践し、市政に関心を持つ市民を増やしていく必要があります。

そのためには、職員及び市民一人ひとりの市民参加に対する意識や理解の更なる向上や、多くの市民が市政に参加しやすい環境を行政が率先して作っていくことが大切です。

第7期市民参加推進会議任期2年目の答申として

- ・「趣向を凝らし多様な市民が気軽に情報を得られる環境づくり」
- ・「職員の市民参加に対する意識の向上」

の2つを提言します。

なお、市長におかれましては、本答申を受け、第5次総合計画に定められた市の将来像「ときめきとみどりあふれる快活都市」の実現に向け、「参加・協働」のまちづくりを進めるために今後の後期基本計画の下で、なお一層の市民参加を推進していただくようお願い申し上げます。

2 市民参加の実施に関する提言

本年度は2つの提言を行います。

(1) 趣向を凝らし多様な市民が気軽に情報を得られる環境づくり

市民参加においては、行政が積極的な情報提供を行い、多くの市民から意見を集め、事業に反映させていくことが重要です。

今回の評価で改善点として多く散見された、下記の事項に取り組んでください。

①事前周知・結果公表の徹底と情報提供の工夫・・・

法令を遵守した事前周知・結果公表の徹底に加え、複数の手段を用い、多くの市民が市政に参加する機会をつくることで、市民の声を市政につなげる。

また、アンケート等実施時は様式にQRコード等を付し、WEB上で回答できるような環境を整える。

②SNS等を活用した市民の関心を高めるためのさらなる工夫・・・

紙媒体での掲示やホームページへの掲載に加え、メール配信サービスや公式SNS、eモニター等のツールを活用し、積極的な情報発信に努める。

また、これらのツールにより、市民参加の事前周知をすることで、市の事業自体の情報発信にもつながり、市政への関心が高まるため、積極的に活用するように努める。

(2) 職員の市民参加に対する意識の向上

市民参加の取り組みを進めていくためには、全職員が市民参加に対する共通理解を持ったうえで、各課が市民参加の手続きを適切に実施していく必要があります。

また、今後は市民参加条例で定めている手続きだけでなく、その他、市民が気軽に参加できるような様々な手続きを実施し、加えて(1)の提言で示した公式SNS等のツールを事前周知等に活用するなど、職員が創意工夫し、市民参加を実践していくことが求められます。

職員一人ひとりの市民参加に対する意識や理解、市民参加の質を高めていくために、下記の事項に取り組んでください。

①職員研修の継続実施・・・

職員への研修を継続して実施することで、市民参加の基本的事項等の共通理解の浸透を図るとともに、市民参加の好事例や、市民参加推進会議での評価内容、提言等を共有し、各職員へ市民参加の実践を促す。

また、個人ではなく、組織としての研修である旨を参加者に伝え、研修後に担当部署内で共有するなど組織としての理解と業務への反映を促す。

②ガイドラインの充実と創意工夫の働きかけ・・・

各課が行った市民参加の好事例等を適宜「市民参加に関する職員向けガイドライン」に掲載する。併せて、条例に定められている「その他の方法」について、具体的な取組(例えば、活動を通じて市民の意見を聞く機会をつくるなど)をガイドラインに位置づけたうえで、職員に共有し、市民参加の質を高める。

3 令和5年度市民参加の実施状況に対する総合的評価

令和6年度市民参加推進会議では、市が令和5年度に実施した市民参加条例第6条で規定する1事業（令和5年度中に事業が終了した1事業）について、市民参加の実施状況に対する総合的評価を行いました。

各事業の評価の詳細については答申書本文を御覧ください。

令和5年度市民参加の実施状況に対する総合的評価一覧

	事業名	担当課	市民参加の方法	市民参加の手続き		総合評価 (30点満点)	ページ数
				条例基準	望ましい水準		
1	第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定	高齢者福祉課	8点 (概ね適切)	8点 (妥当)	6点 (積極的)	23点 ◎ (良好)	P4

※総合評価は、①市民参加の方法(10点満点)、②市民参加の手続き[条例基準](10点満点)、③市民参加の手続き[望ましい水準](10点満点)の合計点(30点満点)とし、判定結果を◎良好(20点以上)、○妥当(16点～19点)、△要改善(10点～15点)、×不良(9点以下)の4段階に区分し表示しています。

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点（小数点以下切り捨て）で算出しているため、①市民参加の方法・②市民参加の手続き[条例基準]・③市民参加の手続き[望ましい水準]の合計とならない場合もあります。

終了事業 令和5年度

1.第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定

総合コメント	総合評価(30点満点)
【良かった点】 ・複数の市民参加の手法を取り入れており、条例基準を概ね満たして、一つ一つ丁寧に行われていた。 ・アンケートは、3つのテーマ別に行っており、結果について、審議会においても議論されていて計画策定に有用であった。 【改善点】 ・市民参加の事前周知、結果公表については、時期等工夫があると、より評価できた。 ・パブリックコメントの募集方法は概ね条例基準を満たしていたが、意見が無かったことから、関心を高めるためのさらなる工夫があると良かった。	23 ◎(良好)
市民参加の実施状況	評価(10点満点)
審議会の設置: 令和3年12月18日～令和6年3月31日 パブリックコメントの募集: 令和6年1月17日～令和6年2月6日 アンケート調査の実施: 令和5年1月23日～令和5年2月22日	8 (概ね適切)
「市民参加の手続き(基準)」の評価	評価(10点満点)
	8 (妥当)
「市民参加の手続き(水準)」の評価	評価(10点満点)
	6 (積極的)

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、

①市民参加の方法・②市民参加の手続き(基準)・③市民参加の手続き(水準)の合計とならない場合があります。

「市民参加の手続き」の評価(手法ごと)				
審議会の設置			10点満点	10点満点
	評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
		任期: 令和3年12月～令和6年12月 募集期間: 令和3年10月1日～令和3年10月29日		
1	公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数: 15人(男6女9) 市民公募委員: 5人(うち無作為抽出2人)	8 (妥当)	6 (積極的)
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者: 9人(男6女3) 決定者3人(男2女1) 選出地域: 清水口小学校区1人、大山口小学校区1人、池の上小学校区1人 選考基準: 公開 応募方法: 郵便、担当課窓口 周知方法: 広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、担当課窓口		
3	会議の回数・時間帯	会議の回数: 6回(すべて公開) 時間帯: 平日日中		
4	事前周知の方法・会議の公開等	事前周知: HP、情報公開コーナー、図書館、議会事務局 会議終了後の会議資料公開: 有		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: HP、情報公開コーナー、図書館 会議録: 要点録 公開に要する期間: 2か月以内		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
・条例基準を概ね満たして実施されていた。 ・若い世代の市民の参加があると良かった。		・募集人員よりも多く応募があったことから、十分な周知ができていた。 ・審議会の開催が3年間で6回は少ないのではないかな。		

パブリックコメント募集			10点満点	10点満点
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
1	募集期間・提出方法	募集期間: 令和6年1月17日～令和6年2月6日 応募方法: 郵便、ファクシミリ、電子メール、各センター、担当課窓口、図書館、情報公開コーナー	8 (妥当)	6 (積極的)
2	提供資料	計画や条例の素案 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内意見書		
3	資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
4	事前周知の方法	広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当課窓口		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: HP、情報公開コーナー、各センター、図書館 意見の件数: 0件 審議会等への結果報告: 有(令和6年2月19日)		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
・条例基準を概ね満たして実施されていた。 ・意見の募集時期はもう少し早めでもよかったのではないか。		・パブリックコメント募集時にQRコードを掲載していた。 ・結果の公表場所に担当課窓口が含まれていなかった。		

アンケート調査の実施			10点満点	10点満点
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
	実施したアンケート	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ②在宅介護実態調査 ③介護人材実態調査		
1	事前周知の方法	①②事前周知:広報しろい、HP、情報公開コーナー、図書館 実施目的の周知:有 ③事前周知:HP、情報公開コーナー、介護サービス事業者への個別周知 実施目的の周知:有	8 (妥当)	7 (とても積極的)
2	調査方法・調査期間	①③郵便、記名式 令和5年1月23日～令和5年2月22日(31日間) ②郵便、無記名式 令和5年1月23日～令和5年2月22日(31日間)		
3	調査対象	①65歳以上の市民 ②65歳以上の市民(施設入所者を除く要介護認定を受けている市民) ③市内の全介護サービス事業所(一部市外を含む)		
4	発送件数・回収件数・回収率	①発送件数:2,500件 ②発送件数:976件 ③発送件数:77件 回収件数:1,887件 回収件数:622件 回収件数:52件 回収率:75.5% 回収率:63.7% 回収率:67.5%		
5	結果公表・取扱い	①②③結果公表:令和5年10月 公表の方法:情報公開コーナー、図書館、担当課窓口 プライバシーに関わる情報:非公開 審議会等への結果報告:有(資料の配布・説明により報告)		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
・3つのテーマ別にアンケートを行っており、結果について、審議会においても議論されていて計画策定に有用であった。		・督促状の送付や電話での回答の依頼を実施し、回答率を高められていた。 ・事前周知の方法はさらに拡大されるとよかった。 ・結果の公表まで半年以上を要しており、審議会への結果報告についても間延びしていた。		

巻末資料

1. 市民参加条例該当事業の総合評価及び実施手法の年度別一覧(概要)

【令和4年度以降の評価】

※令和4年度に評価方法を一部変更したため、令和3年度までの評価と分けて記載しています。

※審…審議会、パ…パブリックコメント、ア…アンケート
意…意見交換会、ワ…ワークショップ、他…その他の手法

※評価欄は以下の区分に基づき記載（30点満点）
◎（良好）…20～30点 ○（妥当）…16～19点
△（要改善）…10～15点 ×（不良）…0～9点

審議年度	事業数	該当事業名	実施した市民参加の手法※						評価 (30点満点)※
			審	パ	ア	意	ワ	他	
令和6年度	1事業	第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定	○	○	○				◎ 23点 (良好)
		合 計	1	1	1	0	0	0	平均点 23.0点
令和5年度	7事業	白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会	○		○				○ 19点 (妥当)
		白井市耐震改修促進計画（改定）		○					◎ 24点 (良好)
		白井市空家等対策計画	○	○	○		○		◎ 20点 (良好)
		証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について		○	○	○			○ 19点 (妥当)
		白井市污水適正処理構想（改定）	○	○					○ 17点 (妥当)
		白井市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）	○	○					○ 17点 (妥当)
		公共施設等あり方検討事業	○		○		○	○	○ 19点 (妥当)
		合 計	5	5	4	1	2	1	平均点 19.1点
令和4年度	6事業	白井市第3次環境基本計画	○	○	○		○	○	◎ 20点 (良好)
		第3次しろい健康プラン策定事業	○	○	○	○			○ 17点 (妥当)
		第2次行政経営改革実施計画策定事業	○	○					○ 19点 (妥当)
		白井市公共施設等総合管理計画（改訂）（案）		○					△ 11点 (要改善)
		白井市産業振興ビジョン策定	○	○	○				○ 16点 (妥当)
		白井市第2次地域福祉計画中間見直し版の策定	○	○				○	△ 15点 (要改善)
		合 計	5	6	3	1	1	2	平均点 16.3点

【令和3年度の評価】

※令和3年度に評価方法を一部変更したため、令和2年度までの評価と分けて記載しています。

※審…審議会、パ…パブリックコメント、ア…アンケート
意…意見交換会、ワ…ワークショップ、他…その他の手法

※評価欄は以下の区分に基づき記載（30点満点）
◎（良好）…20～30点 ○（妥当）…14～19点
△（要改善）…10～13点 ×（不良）…0～9点

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法※						評価 (30点満点)※
			審	パ	ア	意	ワ	他	
令和３年度	８事業 (０事業)	白井市情報提供計画	○	○	○				○ 16点 (妥当)
		白井市国土強靱化地域計画の策定	○	○		○			△ 13点 (要改善)
		白井市地域防災計画の策定	○	○		○			○ 15点 (妥当)
		第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定	○	○	○				○ 19点 (妥当)
		第5次総合計画後期基本計画策定	○	○	○		○		◎ 20点 (良好)
		白井市第2次教育大綱策定事業		○					○ 17点 (妥当)
		白井市教育振興基本計画策定事業		○					○ 15点 (妥当)
		障害者計画2016-2025中間見直し及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定事業	○	○	○			○	○ 18点 (妥当)
		合 計	6	8	4	2	1	1	平均点
									16.6点

※企画政策課が実施した「第14回住民意識調査」などの結果を活用

【令和２年度以前の評価】

※審…審議会、パ…パブリックコメント、ア…アンケート
意…意見交換会、ワ…ワークショップ、他…その他の手法

※評価欄の括弧は実施した手法の取り組み達成度

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法※						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
令和２年度	３事業 (０事業)	第２次まち・ひと・しごと創生総合戦略	○	○	○		○		◎８２点
		第２期白井市子ども・子育て支援事業計画策定事業	○	○	○				○５６点
		西白井地区コミュニティ施設整備事業	○	○				○	○６４点
３１年度	３事業 (４事業)	自殺対策計画の策定	○	○				○	○６４点
		水道料金の改定	○						△３０点
		白井市商業施設等誘致促進条例の制定		○				○	△３５点
３０年度	８事業 (１事業)	白井市地域公共交通網形成計画策定事業	○	○	○		○	○	◎９６点
		市役所庁舎整備事業	○	○				○	◎７９点
		白井市行政経営改革実施計画策定事業	○	○					○６０点
		白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインの策定事業	○	○					△５２点
		第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画策定事業	○	○	○			○	◎９６点
		第７期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○	○			◎８６点
		白井市空家等対策計画の策定事業		○					×２６点
２９年度	６事業 (５事業)	第２期データヘルス計画策定事業	○						△３２点
		白井市シティプロモーション基本方針策定事業		○	○		○	○	◎９１／１１０点 (82.7%)
		白井市公共施設等総合管理計画策定事業	○	○	○				○６５／９０点 (72.2%)
		白井市地域福祉計画策定事業	○	○		○		○	◎９２／１１０点 (83.6%)
		第１期データヘルス計画策定事業	○						×２４／４０点 (60.0%)
		白井市耐震改修促進計画策定事業		○					△３１／４０点 (77.5%)
		白井市教育大綱策定事業	○	○					△４１／６５点 (63.0%)

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
28年度	8事業 (5事業)	男女共同参画推進事業	○	○	○				○74/90点 (82.2%)
		白井市まち・ひと・しごと総合戦略策定事業	○	○	○				○71/90点 (78.9%)
		白井市第5次総合計画策定事業	○	○	○		○	○	◎115/130点 (88.5%)
		白井市障害者計画等策定事業	○	○	○	○			◎88/110点 (80.0%)
		第2次しろい健康プラン策定事業	○	○	○			○	◎81/110点 (73.6%)
		都市マスタープラン策定事業		○	○	○	○		◎92/110点 (83.6%)
		白井市第2次環境基本計画の中間見直し事業	○	○	○				○72/90点 (80.0%)
		白井市污水適正処理構想策定事業	○	○					△46/65点 (70.8%)
27年度	8事業 (8事業)	ごみの減量化・資源化推進事業	○	○					○58点
		第6期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定事業	○	○		○		○	◎116点
		子ども子育て支援事業計画策定事業 (次世代育成支援地域行動計画推進事業)	○	○	○				◎77点
		白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業		○		○			△54点
		白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例策定事業		○					△30点
		白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業		○					△30点
		白井市歯科口腔保健の推進に関する条例策定事業		○				○	△50点
		白井市新型インフルエンザ等対策行動計画改訂事業		○				○	△51点
26年度	2事業 (6事業)	事務処理市移行推進事業		○		○		○	◎76点
		地域防災計画素案策定事業		○		○		○	○74点

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
25年度	7事業 (8事業)	白井市除染実施計画策定事業	○	○					○55点
		白井市暴力団排除条例策定事業		○		○			△53点
		白井市地域福祉計画策定事業	○	○		○	○		○83点
		市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業	○	○		○			○78点
		白井市産業振興条例策定事業	○	○	○				○72点
		白井市生活排水処理基本計画策定事業	○	○					○55点
		美しい景観形成推進事業（事業中止）	○		○			○	○63点
24年度	2事業 (9事業)	第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○			○	○83点
		白井市環境基本計画策定事業	○	○	○	○			○73点
23年度	2事業 (4事業)	白井市第4次総合計画後期基本計画策定事業	○	○	○		○		○85点
		男女共同参画推進新行動計画策定事業	○	○	○				○75点
22年度	5事業 (7事業)	健康増進計画策定事業	○	○	○				○69点
		白井市次世代育成支援地域行動計画策定事業	○	○	○				○68点
		白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定事業		○					△34点
		災害時要援護者避難支援プラン策定事業	○			○			△42点
		白井市耐震改修促進計画策定事業		○					△37点
21年度	3事業 (5事業)	第一地区コミュニティセンター施設整備事業	○	○		○			△53点
		市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の廃止及び代替施設の整備事業				○		○	×23点
		第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○				△54点
20年度	2事業 (4事業)	第8次白井市交通安全計画策定事業	○	○					△31点
		白井市環境基本計画改定事業	○		○			○	△46点

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
19年度	3事業 (4事業)	白井市障害者計画策定事業	○	○	○	○			○72点
		白井市都市計画法に基づく開発行為に係る技術的細目の強化等に関する条例（事業中止）		○					×18点
		白井市国民保護計画策定事業	○	○					△37点
18年度	5事業 (7事業)	総合計画推進事業	○	○	○	○			○74点
		白井市男女平等推進行動計画策定事業	○	○	○				△54点
		行政改革実施計画策定事業	○	○		○			△52点
		第3期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○				△54点
		白井市自転車駐輪場整備計画事業	○						×22点
17年度	1事業 (3事業)	次世代育成支援地域行動計画策定事業	○	○					○75点
合 計	68事業	(評価事業延べ数148事業)	51	60	29	18	7	19	平均点 60.9点

2. 市民参加の実施に関する提言及び取組み結果の年度別一覧

審議年度	提言内容	取組み結果
6 年度	・趣向を凝らし多様な市民が気軽に情報を得られる環境づくり ・職員の市民参加に対する意識の向上	
5 年度	・市民が気軽に情報を得られる環境づくり ・職員の市民参加に対する意識の向上	・SNSを用いた、行政と市民双方向のやり取りを可能とする環境の拡充 ・令和6年度に市民参加を実施する課等の担当者、新規採用職員、3・4級の職員を対象に研修を実施 ・答申概要を広報しろい等にて掲載
4 年度	・職員の市民参加に対する意識の向上 ・多様な市民が市政に参加しやすい環境づくり	・令和5年度に市民参加を実施する課等の担当者、新規採用職員、3・4級の職員を対象に研修を実施 ・答申概要を広報しろい等にて掲載
3 年度	・幅広い世代の市民にわかりやすく情報を伝える工夫の実践 ・庁内における市民参加の好事例の情報共有	・令和4年度市民参加実施事業担当者研修及び庁内LANにてわかりやすい情報提供（概要版の作成・若い世代に向けた発信方法など）の実践について呼びかけを実施 ・市民参加ガイドラインへこれまでの市民参加の好事例を掲載
2 年度	・創意工夫ある積極的な情報発信 ・職員の意識改革と市民参加の質の向上	・令和3年度市民参加職員研修及び庁内LANにてSNSや事業者等の協力について呼びかけを実施 ・市ホームページに「市民参加」の項目を追加 ・「市民参加に関する職員向けガイドライン」を作成し、職員へ周知
31 年度	・市民公募委員・候補者登録制度の拡充 ・情報公開と市民が参加しやすい場づくり	・無作為抽出による公募委員候補者の追加登録を実施
30 年度	・市民への積極的かつ適切な情報提供 ・アンケートやパブリックコメントの審議会等へのフィードバック ・職員研修の充実	・市民参加の情報をお知らせする専用掲示板を図書館に設置 ・市民参加の情報公開に関する事務手続きチェックリストを作成 ・新規採用職員への研修制度で市民参加に加えて市民協働についても実施
29 年度	・無作為抽出による公募委員候補者登録制度の拡充 ・市民参加の手法の平日夜間、土日の開催 ・市民参加条例等の見直しを要する事項	・無作為抽出の対象に意見交換会とワークショップを加えて実施する。
28 年度	・職員ヒアリングを対象事業へ拡大実施 ・中間評価の評価方法の見直し ・パブリックコメントへのゼロ回答を無くすための工夫の検討 ・市民参加対象事業の担当職員に対する事前研修の導入	・平成29年度より終了評価の全てに職員ヒアリングを実施することを決定 ・平成29年度より中間評価の点数評価を廃止し、コメントによる評価へ見直すことを決定 ・広報しろいにおける市民参加の手法に関する記事の掲載方法の工夫 ・市民参加対象事業担当課への職員研修等の開催
27 年度	・情報公開場所の3原則 ・市民参加への積極的な取組みと適切な手法の選択 ・市民参加をさらに進めるための新たな評価方法の検討	・情報公開については情報公開コーナー、市HP、図書館の3箇所の公開を必須とすることを決定 ・職員を対象とした市民参加に対する研修の開催 ・平成28年度より事業担当課の職員ヒアリングの試行実施を決定

審議年度	提言内容	取組み結果
26年度	・市民目線の情報提供 ・公募委員の応募増加対策 ・市民参加条例の改正に向けた議論	・情報公開コーナーにおける会議録の冊子に中表紙の差し込み ・図書館に会議録を閲覧できるコーナーを設置 ・市ホームページのリニューアル ・平成28年度から委員公募における無作為抽出制度の試行実施を決定
25年度	・評価基準の見直し ・無作為抽出による市民参加方法の導入 ・市民参加条例の見直し	・総合的評価を条例基準と加点水準に区分け ・平成26年度に無作為抽出による市民参加方法の導入について検討を行う。 ・条例の見直しについては継続審議とする。
24年度	・条例で公表が義務付けられた事項の順守 ・市民参加条例の実施状況の評価区分の見直し ・住民投票条例の研究と審議会委員構成の調査 ・市民討議会と無作為抽出された市民による市民参加の研究	・市長から職員へ指示 ・「良好」「改善する」「見直す」の3区分から「良好」「妥当」「要改善」「不良」の4区分に変更 ・平成25年度に検討した結果、市民討議会を採用し、実施することは難しいとの結論に至る。
23年度	・広報しろい・ホームページを活用した情報提供の方法について ・「市民討議会」などの市民参加方法の研究 ・行政用語の言い直しについて	・情報提供施策の推進に関する基本方針を策定 ・住民基本台帳の無作為抽出で選出された市民が市民判定人となる事業仕分を実施 ・広報などにおいて、パブリックコメントに(意見公募)と併記することを決定
22年度	・市民参加実施状況調査票における評価項目・採点の再検討 ・市民参加条例の見直しの研究 ・常設型住民投票条例の研究	・市民参加実施状況調査票をワード形式からエクセル形式に変更する等の改訂を実施 ・翌年度以降に後期基本計画に合わせて研究
21年度	・情報の一元化と参加機会の拡充 ・調書の様式見直し ・パブリックコメント(意見公募)の活用 ・実施段階・評価段階への市民参加の推進 ・協働のまちづくりを推進するための指針策定	・ホームページに市民参加専用のコーナーを設置 ・庁内各課間の協働を積極的に推進することを全課に通知し、広報しろい等で市民へ周知 ・「市民参加・協働のまちづくりプラン」の策定を決定
20年度	・情報提供ルール の制定 ・市民参加条例事業の範囲拡大 ・公募市民の拡大について ・評価調書の見直し ・市民提案制度の検討 ・モニター登録制度の導入 ・審議会募集方法の改善 ・自己評価の実施	・情報の一元化と情報発信の充実を図るため、「広報しろい」において平成21年度市民参加の実施予定について周知 ・市民参加条例を市民にPRするためパンフレットを作成 ・市民参加条例の共通理解を図るため、新規職員、全職員を対象とした研修をそれぞれ実施 ・審議会等の公募枠の拡大について、全課に対し通知、徹底
19年度	・市民参加条例の対象範囲の見直し ・調書の充実と見直し ・情報収集・発信の充実	・各々の課題に対して、現状と解決のための具体例を挙げ、翌年の市民参加推進会議で報告
18年度	・市民への情報公表方法のしくみの導入 ・重点事業の情報提供 ・情報提供のあり方の改善 ・情報提供場所の拡充	
17年度	・条例対象範囲の拡大のための手法の検討	

「白井市市民参加条例」改正(素案)に関する パブリック・コメント実施要領

1 目的

本パブリック・コメントは、白井市市民参加条例で定める市民参加の機会を保障するとともに、市民から提出された意見等を考慮して白井市市民参加条例の改正案を決定することを目的として実施します。

2 意見提出の対象者

市内に在住し、在勤し、及び在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体並びに条例第6条第1項に規定する行政活動に利害関係を有する者等(条例第2条第1項第1号で定義する「市民」等)

3 意見の募集期間

令和7年〇月〇日(〇曜日)から令和7年〇月〇日(〇曜日)まで

4 閲覧資料

- (1) 白井市市民参加条例改正(素案)に関するパブリック・コメントの実施について
- (2) 白井市市民参加条例(現行)

5 閲覧場所

- (1) 白井市役所東庁舎1階 市民活動支援課窓口(11番)
- (2) 白井市役所東庁舎1階 情報公開コーナー
- (3) 保健福祉センター(ウェルぶらっと)1階 健康情報広場
- (4) 市内各センター
- (5) 白井市文化センター
- (6) 白井市ホームページ

6 意見の提出方法・提出先

- (1) 下記の意見入力フォームにアクセスして回答

白井市市民参加条例(素案)意見入力フォーム

- (2) 上記閲覧場所に設置した意見回収箱に意見書を投函

- (3) 郵送、ファクシミリ、Eメールまたは市民活動支援課窓口へ持参

※郵送の場合は、〒270-1492 白井市復1123 市民活動支援課宛に送付

※Eメールの場合は、shiminkatsudou@city.shiroi.chiba.jp に送付

※ファクシミリの場合は、047-491-3551 へ送信後に要連絡

7 意見の取扱い、公表方法

公平性を確保するため個別の対応はせず、意見募集期間の終了後、すべての意見について整理した上で、市の考えを付したものを、令和7年〇月頃に、白井市ホームページ及び情報公開コーナー等で公表します。

「白井市市民参加条例」改正(素案)に関する パブリック・コメントの実施について



1 条例の目的等

市民参加の基本的事項を定めるとともに、市政運営に市民の意見を反映するための手続を定めることにより、市民の行政への参加と開かれた市政を推進し、もって豊かな地域社会の発展を図ることを目的として、「白井市市民参加条例」を平成16年に制定しました。

2 現状と課題

条例の施行から20年以上が経過し、具体的な条例改正がされていないことを踏まえ、現在の社会情勢に合わせた検討が必要です。

3 改正の新旧対照表及び概要

(1)実施機関の拡大に関すること

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 (略) (1)～(4) (略) (5) 実施機関 市長、教育委員会、 <u>水道事業、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</u>	(定義) 第2条 (略) (1)～(4) (略) (5) 実施機関 市長、教育委員会 <u>及び水道事業</u> <u>をいう。</u>

(改正の概要)

現行では、教育委員会以外の行政委員会が含まれていないため、条例の対象実施機関を拡大し、多くの市民が市政に参加できる環境を整えるため、規定することとしました。

(2)無作為抽出公募委員候補者登録制度(以下「登録制度」)の追加

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 (略) (1)～(5) (略) (6) <u>無作為抽出公募委員候補者登録制度 市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、審議会等の委員の候補者としてあらかじめ住民基本台帳から一定の条件の下、対象者を無作為に抽出し登録する制度をいう。</u>	(定義) 第2条 (略) (1)～(5) (略) (新設)

(改正の概要)

市では、市の重要な計画や施策を推進するに当たり、市民の皆さまから御意見をいただくため、審議会等の設置や意見交換会等を実施しています。

登録制度については、地域課題が多様化する中、市民の皆様から幅広く御意見をいただき、市民ニーズを反映させた計画や施策を推進していくため、平成31年度から本格運用しています。

本格運用から約6年が経ち、課題となっていた若年層や女性の参加も増加し、今後の活用も見込めることから、規定することとしました。

(3)意見の公表方法の見直し

改 正 後	現 行
(意見の公表方法) 第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げる方法によるものとする。 (1) (略) (2)～(3) (略)	(意見の公表方法) 第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げる方法によるものとする。 (1) (略) (2) 市の広報紙への掲載 (3)～(4) (略)

(改正の概要)

現在、審議会等の結果については、「市HP」、「情報公開コーナー」、「広報しろい」にて公表することとしていますが、「広報しろい」への掲載は、紙面等の関係からも現実的に不可能であることから、規定を削除するものです。

(4)審議会等の市民公募委員の選考方法

改 正 後	現 行
(審議会等の委員) 第 11 条 (略) <u>2 市民公募委員の選考に当たっては、無作為抽出公募委員候補者登録制度により登録された市民及び公募による市民を含めるものとする。</u> 3 (略)	(審議会等の委員) 第 11 条 (略) (新設) 2 (略)

(改正の概要)

審議会等の市民公募委員については、「広報しろい」等により募集し、応募者の中から選考しています。

しかしながら、審議会等に参加する市民の固定化や若年層や女性の参加が少ないことから、多様な市民層の市政への参加を促すことを目的に、登録制度により登録された市民を含めることを新たに規定することとしました。

(5)パブリック・コメントの提出期間

改 正 後	現 行
(パブリック・コメントの提出方法等) 第 16 条 (略) 2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を <u>30 日間</u>以上設けなければならない。 3 (略)	(パブリック・コメントの提出方法等) 第 16 条 (略) 2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を <u>2 週間</u>以上設けなければならない。 3 (略)

(改正の概要)

さらなる行政運営の公正さの確保と透明性の向上を目的に、提出期間を「2 週間」から「30 日間以上」に改めました。

(6)市民参加推進会議※の再任規定の変更

※市の市民参加が条例等に基づき適正に実施されているか調査・審議を行う会議

改 正 後	現 行
(市民参加推進会議) 第 25 条 (略) 2～6 (略) 7 委員は、1 回に限り再任されることができる。 <u>ただし、識見を有する者を選任する場合等で他に適当な者がいない場合はこの限りではない。</u> 8 (略)	(市民参加推進会議) 第 25 条 (略) 2～6 (略) 7 委員は、1 回に限り再任されることができる。_____ 8 (略)

(改正の概要)

委員の再任について、現行「再任を 1 回限り」としているのは、多くの市民に参加いただきたいこと、また、継続的な調査審議が必要な場合もあるためです。

識見を有する者については、他の委員への情報提供や助言など、より良い方向性を見出すことを期待しており、これまでの委員としての経験も必要になってくることから、再任を制限する規定を削除することとしました。



○白井市市民参加条例

平成16年6月29日
条例第15号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第5条)

第2章 市民参加の方法

第1節 通則(第6条―第9条)

第2節 審議会等(第10条―第13条)

第3節 パブリック・コメント(第14条―第16条)

第4節 アンケート調査(第17条)

第5節 意見交換会(第18条―第20条)

第6節 ワークショップ(第21条・第22条)

第7節 住民投票(第23条)

第8節 その他の方法(第24条)

第3章 推進体制(第25条)

第4章 雑則(第26条―第28条)

附則

地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っています。そのため地方自治体は、様々な施策を行いまちづくりを進めています。

白井市では、まちづくりを進めていく上で、福祉を享受する市民の意見を聴きながら、また、まちづくりを市民と市の共通課題として捉え、相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくことが必要と考えています。

白井市は、市民参加により市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民参加の基本的事項を定めるとともに、市政運営に市民の意見を反映するための手続を定めることにより、市民の行政への参加と開かれた市政を推進し、もって豊かな地域社会の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、及び在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体並びに第6条第1項に規定する行政活動に利害関係を有する者をいう。
- (2) 市民参加 市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (3) 連携・協働 市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することをいう。
- (4) 市民活動 市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的かつ継続的に広く社会一般の利益を提供する活動をいう。
- (5) 実施機関 市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)及び教育委員会をいう。

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

(基本原則)

第3条 市民参加は、市民と市との情報の共有化と市政への参加機会がすべての市民に平等に保障されることを基本原則に行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民との情報の共有化のため、行政活動に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- 2 市は、市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、全職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動することができるよう研修を行う等必要な方策を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、市民参加の持続的な発展に向け、創意工夫に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの責任と役割を自覚し、市民参加によるまちづくりの推進のため、積極的に参加するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市全体の利益を考えることを基本として、参加するよう努めなければならない。
- 3 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、自主的かつ民主的な参加に努めなければならない。

第2章 市民参加の方法

第1節 通則

(市民参加の対象)

第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参加により行わなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
 - (4) 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
 - (5) 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更
 - (6) その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき、金銭徴収に関する条例を制定し、若しくは改廃するとき又は政策的な判断を要しない条項について条例を改正するときは、市民参加を行わないことができる。

(市民参加の方法)

第7条 実施機関は、前条の行政活動(同条第2項の規定により、市民参加を行わない場合を除く。)を行うときは、それぞれの事案ごとに、次節から第8節までに定める市民参加の方法のうちから適切な方法により行う。

(意見の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により市民参加を行ったときは、提出された意見について、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、白井市情報公開条例(平成11年条例第2号)に定める非公開情報(以下「非公開情報」という。)に該当する事項については、この限りでない。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見に対する検討結果及びその理由

(意見の公表方法)

第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市の情報公開コーナーへの配置
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) その他効果的に周知できる方法

第2節 審議会等

(審議会等の設置)

第10条 実施機関は、条例、要綱等に基づく審議会、委員会等(以下「審議会等」という。)を設置することができる。

(審議会等の委員)

第11条 審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けるよう努めなければならない。

- 2 応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならない。

(会議の公開等)

第12条 審議会等の会議は、原則として公開しなければならない。ただし、円滑な運営が著しく損なわれると認められるものその他の非公開情報に該当する事項の審議を行う場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項のただし書の規定により会議の公開をしない場合は、その理由を公表しなければならない。
- 3 実施機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の開催日時及び議題その他必要な事項を事前に公表しなければならない。
- 4 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料(非公開情報に該当する部分を除く。)を傍聴者に配付しなければならない。ただし、配付することが適当でないと認められる場合は、傍聴者の閲覧に供するものとする。

(一部改正〔平成24年条例25号〕)

(会議録の作成及び公表)

- 第13条 実施機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、前条第4項の会議に係る資料と併せ、これを公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。

第3節 パブリック・コメント

(パブリック・コメントの募集)

- 第14条 実施機関は、パブリック・コメント(実施機関が行政活動の趣旨及び内容を公表した上で、これに対する市民からの意見をいう。以下同じ。)を求めることができる。

(公表事項)

- 第15条 実施機関は、パブリック・コメントを求めるときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象とする事案及びその趣旨
- (2) 対象とする事案の内容及び関連資料
- (3) パブリック・コメントの提出先、提出方法及び提出期間
- (4) パブリック・コメントを提出することができる者の範囲
- (5) その他必要な事項

(パブリック・コメントの提出方法等)

- 第16条 実施機関は、パブリック・コメントを募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法によるものとする。

- 2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を2週間以上設けなければならない。
- 3 実施機関は、パブリック・コメントの提出を受けるときは、住所及び氏名の記載を求めることができる。

第4節 アンケート調査

(アンケート調査の実施等)

- 第17条 実施機関は、アンケート調査(一定の質問形式で意見を問う調査をいう。以下同じ。)を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定によりアンケート調査を行うときは、事前にその目的を公表しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定によりアンケート調査を行ったときは、その結果を公表しなければならない。

第5節 意見交換会

(意見交換会の開催)

- 第18条 実施機関は、意見交換会(市民と実施機関及び市民同士の自由な意見の交換により、複数の市民の意見を収集することを目的とする集まりをいう。以下同じ。)を開催することができる。

(開催日等の事前公表)

- 第19条 実施機関は、意見交換会を開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 意見を述べることができる者の範囲
- (4) その他必要な事項

(開催記録の作成及び公表)

- 第20条 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。

第6節 ワークショップ

(ワークショップの開催)

- 第21条 実施機関は、ワークショップ(市民と実施機関及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まりをいう。以下同じ。)を開催することができる。

(開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表)

第22条 ワークショップの開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表については、[第19条](#)及び[第20条](#)の規定を準用する。この場合において、[第19条](#)及び[第20条](#)中「意見交換会」とあるのは「ワークショップ」と読み替えるものとする。

第7節 住民投票

(住民投票の実施)

第23条 市長は、市に関する特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要があると認める場合は、住民投票を行うことができる。

2 住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、投票資格者、投票の方法及び投票結果の公表その他住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第8節 その他の方法

(その他の市民参加の方法の設定)

第24条 実施機関は、[第2節](#)から[前節](#)までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方法がある場合は、これによることができる。

第3章 推進体制

(市民参加推進会議)

第25条 市の市民参加に関する基本的事項を調査審議するため白井市市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 市民参加の実施状況に対する総合的評価

(2) 市民参加の方法の研究及び改善

(3) この条例の見直しに関する事項

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

3 推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

4 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者 2人以内

(2) 市内において市民活動を行う団体に属する者 3人以内

(3) 市民 5人以内

6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、1回に限り再任されることができる。

8 [前各項](#)に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(広聴活動)

第26条 市長は、市政に係る市民の意見を把握するため、懇談会、市長への手紙その他の広聴に必要な措置を講じなければならない。

(市民活動への支援)

第27条 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、[第3章](#)の規定は、平成16年11月1日から施行する。

(白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 [白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例\(昭和32年条例第5号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に[第6条](#)の規定により着手している行政活動であつて、[第2章](#)に定める市民参加を行うことが困難と認められるものについては、[同章](#)の規定を適用しない。

附 則(平成24年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長に対してされている申請その他の手続き及び当該申請その他の手続きに対して市長からなされた処分その他の行為は、施行日以降は、改正後の条例の相当規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に対してされた申請その他の手続き及び当該申請その他の手続きに対して管理者からなされた処分その他の行為とみなす。

白井市市民参加条例（素案）に対する意見

住 所

氏 名

電話番号

意見記入欄

意見箇所 (第〇条等)	ご意見
(1)実施機関の拡大 に関すること (第2条)	
(2)無作為抽出公募 委員候補者登録制 度の追加 (第2条)	
(3)意見の公表方法 の見直し (第9条)	
(4)審議会等の市民 公募委員の選考方法 (第11条)	

裏面にもご意見をご記入いただけます

意見個所 (第〇条等)	ご意見
(5)パブリック・コメントの提出期間 (第16条)	
(6)市民参加推進会議の再任規定の変更 (第25条)	
(7)その他市民参加 条例に関する意見	